審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　こども家庭課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 26 年法律第 45 号
手続名	施設を設置しない第１種社会福祉事業の許可	根拠条項	第 67 条第 2 項

審査基準	
	国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、施設を設置しない第１種社会福祉事業を経営しようとする場合の許可は、第６７条第４項で、第６２条第４項に掲げる基準により審査することとされている。したがって、「施設を設置する第１種社会福祉事業の許可」と同様の基準により審査する。

受付機関	こども家庭課	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	標準処理期間　　－日 標準経由期間　　－　日	目次No.	１８